

大阪市立東住吉中学校 中学校生活について



校 章

真・善・美の追求を 星にかたどり 梅花をあしらう
星は人生の指針を表し 花は清楚な人の心に通じる

校 訓

「明朗典雅」 あきらかにいさぎよく正しく上品に

「自律協同」 みずから律する心をもち、それを合わせる

本校の教育目標

● 個性を伸ばし、創造性を育てる

- ・必要な基本的事項を理解し、基礎的な技術や能力を養う。
- ・自分で考え、自分で判断して、それを具現する創造工夫の態度や能力を養う。

● 健全な社会性を育てる

- ・家庭、学校、社会における人間相互の関係を理解し、自律協同の心を養う。
- ・郷土、国家、世界について正しく理解し、すんで協力貢献する心を養う。

● 高く、豊かな人間性を育てる

- ・あきらかにいさぎよい人間、正しく品のよい人間を育てる。
- ・経験と訓練に耐えていく強い意志を育てる。

生活実践目標

● 正しく美しいことば 「人と人はことばの絆によって結ばれる」

- ・正しく美しいことばを使いましょう。

● 礼儀正しく 「人と人は礼儀を通して尊重しあえる」

- ・互いに心を開いて礼儀を守りましょう。

● 清潔整頓 「身のまわりを整えることから心の平静が生まれる」

- ・落ち着いて学習・スポーツに励める環境を作りましょう。

学校生活ガイド

1、諸届出・連絡について

(1) 欠席・遅刻・早退

- 欠席・遅刻・早退は、保護者の方に連絡してもらいます。
- 事前にわかっているものについては、諸届出連絡用紙を活用してもらって構いません。
※ 忌引き日数は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、曾祖父母・伯叔父母2日です。

(2) その他

- 保健体育科授業の見学は、保護者の方に諸届出連絡用紙へ理由を書いてもらい届け出ます。
- その他、配慮が必要な事柄や学割の発行、学校生活を送るうえで伝えておきたいことなどは、必要に応じて保護者の方から連絡してもらいます。

2、学校生活について

(1) 登下校

- 予 鈴 = 8時25分
- 本 鈴 = 8時30分
- 始業時間は8時30分です。
※ 8時30分以降の登校は「遅刻」として出席簿に記録されます。8時25分までに登校するようしましょう。
- ※ 8時30分以降に登校した場合は、インターホンを鳴らして、学年、クラス、名前を名乗り、職員室へ寄って、遅刻連絡カードを受け取り教室へ行きましょう。
- 部活動参加生徒や用事のある生徒以外の一般生徒の下校完了時刻は、16時です。
- 下校後に再登校する、また休業中に登校するときには、標準服もしくは体操服で登校します。
- 登校後の外出は特別な理由がある場合を除き、認めていません。外出の必要がある場合は、保護者の方から事前に連絡してもらいます。
- 特別な理由がある場合を除いて、自転車での通学は認めていません。やむを得ず自転車で通学する必要がある場合は、事前に学校へ相談、連絡してください。
※ 交通マナーを守り、寄り道（公園、友人宅など）や買い物をしないようにしましょう。
- ※ 不審者対策として次のことに気を付けましょう。
 - ・できるだけ明るく人通りが多い道を利用し、家が同じ方向の人と複数で帰る。
 - ・見知らぬ人に名前を聞かれても答えない。
 - ・不審者に遭遇した場合は、近くの人に助けを求めるか、その場から避難し、近くのお店に助けを求める。また、学校と家の距離を比べたときに学校が近ければ、学校へ来る。
 - ・何かの被害にあった場合（声掛け、付きまとい、接触など）は、必ず保護者の方に相談して、110番通報してください。

(2) 全校集会・学年集会

- 全校集会 = 月曜日
- 学年集会 = 3年生 水曜日
2年生 木曜日
1年生 金曜日

※ 8時25分までには運動場もしくは体育館に集合・整列しましょう。

※ 全校集会・学年集会ともに教室の戸締りをして、学級委員長は出席簿を持っていきましょう。

(3) 朝学活

- 先生が来られてから、その日の時間割や予定を確認します。
- ※ 登校したら、その日の授業の準備をしてカバンをロッカーに置きましょう。
- ※ 登校してから1時間目が始まるまでに「心の天気」を入力しておきましょう。

(4) 授業

- 授業中は、先生の指示に従って、学習に取り組みます。
- 授業中に離席する必要があるときには、必ず先生の許可をもらいます。
- ※ チャイムで授業が開始できるように、授業の準備をして着席しておきましょう。
- ※ 特別教室（音楽室など）へ移動する必要がある場合は、休み時間中に移動して、必ずチャイムで授業が開始できるようにしましょう。また、保健体育科の授業の更衣も休み時間中に済ませ、指定された場所に集合・整列しましょう。
- ※ チャイムから10分経っても先生が教室に来られない場合は、学級委員長が職員室に行き、先生の指示を受けるようにしてください。

(5) 休み時間・昼休み

- トイレを済ませて、次の授業の準備をします。
- 昼休みは13時05分～13時20分（短縮時間割：12時45分～13時00分）です。
- 5限目の授業の開始時間は13時25分（短縮時間割：13時05分）です。
- 昼休みのみ運動場の開放を行います。（雨天時もしくは運動場のコンディション不良時は中止）
- 各クラス2個のバレーボールの貸出を行います。ボールの管理は、学年の先生の指示に従ってください。
- ※ みんなが落ち着いて過ごせるように、周囲に気遣いをもって行動しましょう。

(6) 昼食

- 昼食時間は12時40分～13時05分（短縮時間割：12時20分～12時45分）です。
- 昼食の準備として、次のものを用意してください。
 エプロン 三角巾（バンダナ） ランチョンマット マスク
- ※ 給食当番は4限後すみやかに配膳の準備をしましょう。
- ※ 食器などの給食の片付けは、協力して行いましょう。

(7) 終学活

- 先生が来られるまでに、下校の準備を行います。
- クラスでその日の振り返りと明日の連絡を行います。
- ※ 配布物は帰宅後必ず保護者の方に渡すようにしましょう。

(8) 清掃活動

- 清掃当番は、教室と特別分担場所の清掃を行います。
- ※ 使用教室や廊下・階段の美化に努め、みんなが気持ちよく過ごせる環境をつくりましょう。

(9) 保健室の利用

- 体調が悪くなり保健室を利用するときは、授業中の場合は教科担当の先生、休み時間中の場合は担任の先生もしくは学年の先生に利用カードを書いてもらい保健室に行きます。
(緊急の場合を除く)
- 保健室では、体調が悪い場合は安静にして回復を待つ、またケガなどについては止血、消毒、アイシングなどの応急手当による対応になります。薬を渡すことや寝不足による仮眠をとることはできません。また、心や身体に関する悩みについて健康相談を行うことができます。
- ※ 保健室では体調が悪いため身体を休めている人がいます。用事があって保健室を訪れるときは、静かに入室しましょう。

(10) その他

- 必要のないお金やもの（スマホ、お菓子など）は持ってこない。物品購入などでお金を持ってきたときには、登校後すぐに担任の先生もしくは学年の先生に預けます。
- 他学年のフロア、他クラスの教室には行かない。
- ものを紛失したとき、落とし物を拾ったときは先生に申し出ます。
- 職員室や事務室などに用事があるときは、身だしなみを整え、学年・組・名前を言ってから入室して、要件を伝えます。テスト1週間前からは職員室への生徒の入室は制限されます。
- テスト1週間前から、特別な理由を除いて部活動は原則中止です。

(11) 物品の購入

品 目		値 段	品 目		値 段
A	名札	320円	C	冬用体操服（上）	4,980円
	ボタン 大	150円		冬用体操服（下）	4,350円
	袖ボタン	100円		夏用体操服（上）	2,400円
	裏ボタン	10円		夏用体操服（下）	3,300円
B	通学バッグ	6,500円		体育館シューズ	2,900円
				靴袋	320円

- A、Bの物品の購入は、担任の先生に申し出ます。
- ※ 通学バッグについては、破損した場合に状態によっては修理が可能です。修理を依頼する場合は、担任の先生に申し出てください。
- Cの物品は、毎週金曜日の昼食時間から昼休みにかけて技術室前プレハブで販売があります。
- ※ 行事などの関係で販売がない日もあります。行事予定表を確認して訪ねるようにしましょう。
- * 体操服の販売については、保護者の方が来校して購入していただくことも可能です。

正しい服装

項目	内 容
服 裝	<ul style="list-style-type: none"> ・東住吉中学校指定の標準服 ・ズボンはずらしてはかない ・スカートの長さは膝がかくれる程度 ・ポロシャツは白色 ・ポロシャツはズボン・スカートの中に入れる ・ボタンはきちんと留める
肌 着	<ul style="list-style-type: none"> ・下着のシャツは無地で白、黒、灰、うすだいだい【ワンポイント可】(必ず着用する)
靴 下	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺、灰、茶で単色のもの (ワンポイント可) ・縁の1本ラインもワンポイントとして認めるが、色が切り替わる縞模様や柄 (デザイン) は不可 ・ルーズソックスや大きなキャラクターデザインは不可 (くるぶしあたりの小さなデザインは可)
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺、灰、茶 (基準色とする) を基調とした運動靴 ・基準色の靴紐も可 ・ハイカットは不可
ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・着用する (黒、紺、茶)
カバン	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のバッグを使用する ・ステッカー、落書きは禁止 ・手に収まるキーホルダーは1つのみOK ・旧型カバンの使用は可、サブバック登校も可
名 札	<ul style="list-style-type: none"> ・校内では必ずつける
髪 型	<ul style="list-style-type: none"> ・派手、極端でないもの ・編み込みは禁止 ・脱色、染色、整髪料、パーマは禁止 ・髪の毛が肩より長くなる場合は、ゴム (黒、紺、茶) で束ねる ・大きいピン、パッチンピンは禁止 (黒のヘアピンのみ可)
化 粧	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧 (アイプチ、色付きリップなど) は禁止 ・ピアス、アクセサリーの装着禁止
防寒着	<p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸首、V首セーター、ベスト、カーディガン、トレーナー・タイツは可 <p>【色】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、紺、灰、茶 * (タイツは黒、紺、うすだいだい) <p>【柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無地 (単色) *ワンポイント不可

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防寒着は、ポロシャツの上と標準服上着（ブレザー）との間に着用 ・上着（ブレザー）を脱いで、防寒着で生活することは禁止 ・カイロの使用を認める（遊ぶ、捨てる禁止）
防寒具	<p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手袋、マフラー、ネックウォーマー、アウターウェア（ダウンジャケット、ジャンパー類）＊フード付きのアウターウェア、スタジャン、スカジャン、フリース、革ジャンは不可 <p>【色・大きさ・形状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウターウェアは、白、黒、紺、灰、茶（基準色）と基調としたもの ・アウターウェアの長さはブレザーが隠れる程度のもので、それぞれ通学バックに入るもの <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正門で外し、校内で手袋、マフラー、ネックウォーマーは着用せずカバンの中にしまう ・アウターウェアは、登校時は教室で脱ぎ、下校時は終学活後に着用する。

校 時 表

	通常授業	短縮授業
予 鈴		8 : 2 5
始 業		8 : 3 0
朝学活・集会		8 : 3 0 ~ 8 : 4 0
1 限	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
2 限	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
3 限	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
4 限	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
昼食・昼休み	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 2 0	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 0
予 鈴	1 3 : 2 0	1 3 : 0 0
5 限	1 3 : 2 5 ~ 1 4 : 1 5	1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 5 0
6 限	1 4 : 2 5 ~ 1 5 : 1 5	1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5
終学活・清掃	1 5 : 1 5 ~	1 4 : 4 5 ~

週 行 事

月曜日	：	全校集会	・	学活（1限）	・	総合（6限）
火曜日						
水曜日	：	3年	学年集会			
木曜日	：	2年	学年集会	・	道徳（6限）	
金曜日	：	1年	学年集会	・	T（6限）	

学 校 案 内

名 称	使用説明 および 注意事項
図書室	たくさんの本を設置しています。図書委員の指示に従って利用しましょう。
事務室	事務職員さんが仕事をされている場所です。
管理作業員室	管理作業員さんが仕事をされている場所です。
印刷室	配布物や学習プリントを印刷する場所です。生徒は許可なく入室できません。
技術実習室	技術科で作業学習を行う場所です
ゴミ置き場	学校内のゴミを集める場所です。
教材室	授業で使うさまざまな資料が置かれています。生徒は許可なく入室できません。
小会議室	先生の会議で利用します。
職員室	先生が教材や書類を作成しています。
校長室	校長先生が仕事をされている場所です。
和室	お茶会などの行事で利用します。
ひすみカフェ	適応教室、個別学習教室として利用します。
相談室	学校生活や進路などの悩みや不安、課題について先生と一緒に考える場所です。
美術室 *	美術科の授業で利用する場所です。
保健室	けがや体調不良時に応急手当をしてもらいます。
特別支援室	個別支援学習や自立活動を行う場所です。
第1・2理科室	理科の実習で利用する場所です。
配膳室	配膳員さんが給食の準備をしてくれている場所です。
放送室	校内放送で利用する場所です。
調理実習室 *	家庭科の調理実習で利用する場所です。
被服室 *	家庭科の被服実習で利用する場所です。
多目的室 *	授業、生徒議会、PTAの方の会議などで利用される場所です。
音楽室 *	音楽科で利用する場所です。
生徒会室	生徒会役員を中心に、生徒議会などの準備を行っている場所です。
体育館 *	式典、全校集会、学年集会、保健体育科の授業などで利用します。
プール・格技室	学年集会、保健体育科の授業で利用する場所です。
体育倉庫	保健体育科の授業や部活動で利用する用具を管理している場所です。
カウンセリングルーム	毎週金曜日にスクールカウンセラーの先生のカウンセリングを利用できます。
談話室	先生の会議で利用します。
エレベーター	利用する必要がある場合は、先生に許可をもらって利用しましょう。

*印の場所は、入室時に体育館シューズが必要になります。

生徒会 会則

第 1 章 名称

第 1 条 この会は大阪市立東住吉中学校生徒会と称します。

第 2 章 目的

第 2 条 この会は教員の助言により会員相互の健全な自治活動を通じて民主的なよりよき社会人をはぐくむことを目的とします。

第 3 章 会員

第 3 条 この会の会員は大阪市立東住吉中学校全生徒とします。

第 4 章 議会

第 4 条 議会は役員及び議員(各専門委員会の委員長及び学級委員長)によって構成され、この会の会則に掲げられた目的を遂行するために必要な権限を与えられます。構成員の三分の二以上の出席によって成立します。(欠席するときは、代理を立てること)

第 5 条 議会は原則として月に1度開かれます。

第 6 条 臨時議会は会長の招集あるいは議員の四分の一以上の要求があれば開かれます。

第 5 章 役員

第 7 条 この会は次のような役員を置き、別に定めた選挙法によって選出します。(役員選挙法参照)

会長 1名(2年)

副会長 1名(2年)

学年代表 各1名

執行委員 3名(1年2名、2年1名)

※なお、立候補者が各学年で定数に満たない場合はこの限りではない。

この役員9名は定期的に役員会を開きます。

第 8 条 役員の任期は1年間(10月～9月)とし、引き続きの就任も可能です。

第 9 条 会長は生徒会の代表者であり、副会長、執行委員は会長を助けて会長不在または職務遂行が不可能な場合はこれに代わります。なお、副会長は連絡会の長となります。

第 10 条 学年代表はその学年を代表し各学年間の連絡・調整にあたります。また学年集会の長になります。

第 11 条 会長を除く役員が辞任または職務遂行不可能の場合は別に定めた選挙法によって新しい役員を選出します。ただし、新しい役員が選出されるまでは引き続き任務を果たさなければなりません。

第 12 条 以上の役員及び専門委員会の委員長は、月1回の生徒議会のなかで学校内外の諸問題の連絡・調整を行います。

第 6 章 専門委員会

第13章 生徒会は次のような委員会を設け正副委員長、書記を互選します。

風紀委員会:各学級の風紀委員により構成され、適正な学校生活ができるよう努めます。

美化委員会:各学級の美化委員により構成され、教室整備、清掃及び冷暖房器具の取り扱いなどの企画指導にあたります。

文化委員会:各学級の文化委員により構成され、文化的行事の計画実施にあたります。

保健委員会:各学級の保健委員により構成され、保健衛生面の企画指導にあたります。

図書委員会:各学級の図書委員により構成され、学校図書館の運営にあたります。

体育委員会:各学級の体育委員により構成され、体育的行事の企画指導にあたります。

第 7 章 学級委員会

第14条 各学級は次のような委員の構成のもとに任意の係を組織することができます。

学級委員長(男女各1名)

風紀委員(男女各1名)

美化委員(男女各1名)

文化委員(1名)

保健委員(男女各1名)

図書委員(1名)

体育委員(男女各1名)

第15条 学級委員会は原則として月に1度開かれます。

第16条 学級委員会の構成員の任期は前期(4月~9月)、後期(10月~3月)とし、引き続きの就任も可能です。

第 8 章 教員顧問

第17条 生徒会は教員より選ばれた顧問1名以上と種々相談し指導を受け、教員顧問は執行委員会に出席します。

第 9 章 最高決定権

第18条 校長は生徒会に対する一切の活動行事について最高決定権を保有します。

第10章 改正

第19条 本会則の改正は、議会の3分の2以上の賛成で、校長の承認をうけ、直ちに公布、施行します。